

住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第81号

住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第1条 住民基本台帳法施行細則(平成14年岩手県規則第85号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(法定代理人による開示の請求)</p> <p>第2条 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、これらの者に係る法第30条の37第1項の開示の請求をすることができる。</p> <p>(自己の本人確認情報の開示の請求)</p> <p>第3条 法第30条の37第1項の開示の請求(以下「開示請求」という。)は、本人確認情報開示請求書(様式第1号)により行わなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(自己の本人確認情報の訂正等の申出)</p> <p>第4条 法第30条の40の訂正、追加又は削除の申出(以下「訂正等の申出」という。)は、本人確認情報訂正等申出書(様式第2号)により行わなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(本人確認情報の提供方法)</p> <p>第5条 条例第4条及び第7条の規定による保存期間に係る本人確認情報の提供は、電子計算機(入出力装置を含む。)の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35号)の規定により定められた電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準によるものとする。</p> <p>(費用負担の額)</p> <p>第6条 条例第11条の規定により負担すべき費用の額は、1枚につき10円とする。</p> <p>様式第1号(第3条関係)</p> <p>[略]</p> <p>住民基本台帳法第30条の37第1項の規定に基づき、次のとおり本人確認情報の開示を請求します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号(第4条関係)</p>	<p>(法定代理人による開示の請求)</p> <p>第2条 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、これらの者に係る法第30条の32第1項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>(自己の本人確認情報の開示の請求)</p> <p>第3条 開示請求は、本人確認情報開示請求書(様式第1号)により行わなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(自己の本人確認情報の訂正等の申出)</p> <p>第4条 法第30条の35の訂正、追加又は削除の申出(以下「訂正等の申出」という。)は、本人確認情報訂正等申出書(様式第2号)により行わなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(本人確認情報の提供方法)</p> <p>第5条 条例第4条及び第7条の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機(入出力装置を含む。)の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35号)の規定により定められた電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準によるものとする。</p> <p>(費用負担の額)</p> <p>第6条 条例第9条の規定により負担すべき費用の額は、1枚につき10円とする。</p> <p>様式第1号(第3条関係)</p> <p>[略]</p> <p>住民基本台帳法第30条の32第1項の規定に基づき、次のとおり本人確認情報の開示を請求します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号(第4条関係)</p>

<p>[略]</p> <p>住民基本台帳法第30条の40の規定に基づき、次のとおり本人確認情報の訂正（追加、削除）を申し出ます。</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>住民基本台帳法第30条の35の規定に基づき、次のとおり本人確認情報の訂正（追加、削除）を申し出ます。</p> <p>[略]</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

（屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第2条 屋外広告物条例施行規則（昭和47年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（屋外広告業登録申請書）</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>第30条の5第1項</u>に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法<u>第30条の7第5項</u>の規定による提供を受けることができないとき、又は同法<u>第30条の8第1項</u>の規定による利用ができないときは、申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。</p> <p>（1）～（3） [略]</p>	<p>（屋外広告業登録申請書）</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>第30条の6第1項</u>に規定する本人確認情報をいう。）について、同法<u>第30条の13第2項</u>の規定による提供を受けることができないとき、又は同法<u>第30条の15第1項</u>の規定による利用ができないときは、申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。</p> <p>（1）～（3） [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県収入証紙条例施行規則の一部改正）

第3条 岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（売りさばき人の指定申請）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 申請人が個人である場合であって、当該申請人に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>第30条の5第1項</u>に規定する本人確認情報をいう。）について、同法<u>第30条の7第5項</u>の規定による提供を受けることができないとき、又は同法<u>第30条の8第1項</u>の規定による利用ができないときは、知事は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる書類のほか、申請人に対し、住民票の抄本を提出させることができる。</p> <p>4 [略]</p>	<p>（売りさばき人の指定申請）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 申請人が個人である場合であって、当該申請人に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>第30条の6第1項</u>に規定する本人確認情報をいう。）について、同法<u>第30条の13第2項</u>の規定による提供を受けることができないとき、又は同法<u>第30条の15第1項</u>の規定による利用ができないときは、知事は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる書類のほか、申請人に対し、住民票の抄本を提出させることができる。</p> <p>4 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（浄化槽法施行細則の一部改正）

第4条 浄化槽法施行細則（昭和60年岩手県規則第79号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（申請書の添付書類）</p>	<p>（申請書の添付書類）</p>

第3条 [略]

2 保健所長は、申請者（個人である場合に限る。）及び営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第30条の7第5項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第30条の8第1項の規定による利用ができないときは、申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（変更の届出）

第6条 [略]

2 [略]

3 保健所長は、届出者（個人である場合に限る。）及び営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第30条の7第5項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第30条の8第1項の規定による利用ができないときは、届出者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

第3条 [略]

2 保健所長は、申請者（個人である場合に限る。）及び営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第30条の13第2項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項の規定による利用ができないときは、申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（変更の届出）

第6条 [略]

2 [略]

3 保健所長は、届出者（個人である場合に限る。）及び営業所ごとに置かれる浄化槽管理士に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第30条の13第2項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項の規定による利用ができないときは、届出者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則（平成10年岩手県規則第151号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設立の認証申請)	(設立の認証申請)
第2条 [略]	第2条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 条例第2条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） <u>第30条の7第5項</u> の規定により <u>他の都道府県知事（他の都道府県知事が同法第30条の10第1項第5号の規定に基づき指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関。</u> 第4条第2項において同じ。）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法 <u>第30条の8第1項</u> の規定により当該 <u>情報</u> を利用するときは、第1項の申請書に添付することを要しないものとする。	4 条例第2条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） <u>第30条の11第1項</u> の規定により <u>地方公共団体情報システム機構（同法第30条の2第1項に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。第4条第2項において同じ。）</u> から当該役員に係る本人確認情報（ <u>同法第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。以下この項及び第4条第2項において同じ。</u> ）の提供を受けるとき、又は同法 <u>第30条の15第1項</u> の規定により当該 <u>本人確認情報</u> を利用するときは、第1項の申請書に添付することを要しないものとする。
5～8 [略]	5～8 [略]
（役員の変更等の届出）	（役員の変更等の届出）
第4条 [略]	第4条 [略]
2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における条例第	2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における条例第

2条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第30条の7第5項の規定により他の都道府県知事から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第30条の8の規定により当該情報を利用するときは、前項の届出書に添付することを要しないものとする。

3・4 [略]

2条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により当該本人確認情報を利用するときは、前項の届出書に添付することを要しないものとする。

3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第6条 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
別表第11 附属機関（第77条関係） [略] 条例によるもの	別表第11 附属機関（第77条関係） [略] 条例によるもの																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 80%;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県個人情報保護審議会</td> <td>個人情報保護条例第65条の規定により、個人情報の本人以外からの収集等に関し調査審議し、及び同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>第30条の9第2項</u>の規定による同法の規定によりその権限に属せられた事項及び県における同法<u>第30条の5第1項</u>の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県個人情報保護審議会	個人情報保護条例第65条の規定により、個人情報の本人以外からの収集等に関し調査審議し、及び同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） <u>第30条の9第2項</u> の規定による同法の規定によりその権限に属せられた事項及び県における同法 <u>第30条の5第1項</u> の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 80%;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県個人情報保護審議会</td> <td>個人情報保護条例第65条の規定により、個人情報の本人以外からの収集等に関し調査審議し、及び同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>第30条の40第2項</u>の規定による同法の規定によりその権限に属せられた事項及び県における同法<u>第30条の6第1項</u>の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県個人情報保護審議会	個人情報保護条例第65条の規定により、個人情報の本人以外からの収集等に関し調査審議し、及び同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） <u>第30条の40第2項</u> の規定による同法の規定によりその権限に属せられた事項及び県における同法 <u>第30条の6第1項</u> の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。	[略]	
名 称	所掌事務																
[略]																	
岩手県個人情報保護審議会	個人情報保護条例第65条の規定により、個人情報の本人以外からの収集等に関し調査審議し、及び同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） <u>第30条の9第2項</u> の規定による同法の規定によりその権限に属せられた事項及び県における同法 <u>第30条の5第1項</u> の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。																
[略]																	
名 称	所掌事務																
[略]																	
岩手県個人情報保護審議会	個人情報保護条例第65条の規定により、個人情報の本人以外からの収集等に関し調査審議し、及び同条例の実施に関し実施機関に意見を述べること並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） <u>第30条の40第2項</u> の規定による同法の規定によりその権限に属せられた事項及び県における同法 <u>第30条の6第1項</u> の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項に関して知事に建議すること。																
[略]																	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。